

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十二億五千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和八年四月十日付官報の号外第八十五号一二頁に掲載されています。

令和八年五月八日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパースケール１・

ジャパン特定目的会社

取締役 ドナルド・キャンベル

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は <https://www.ko-koku.jp> に掲載されています。

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

Y o o g i O f f i c e 特定目的会社

取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千二百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は <https://www.kaikai-home.com/axess/0040/index.html> に掲載されています。

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

NS Yokohama Investment 特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億四千六百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和八年四月二十三日付官報号外第九十五号四十九頁に掲載されています。

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

L i f e s t y l e 1 特定目的会社

取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千七百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.ko-koku.jp>

令和八年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジャパンロジスティクス3特定目的会社

取締役 高山 知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億一千九百五十七万四千円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0061/index.html>

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J M メンサ特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億二千百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0128/index.html>

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J M ドラコ特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を五億三千四十万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0074/index.html>

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J M フェニックス特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億二千五百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0141/index.html>

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J M アリエス特定目的会社

取締役 長尾 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を一億七百万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axess/0056/index.html>

令和八年五月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク

ヒルズ仙石山森タワー四〇階

J M カリーナ特定目的会社

取締役 長尾 誠

債権申出の公告 (第一回)

当社は、令和八年四月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月八日

茨城県日立市城南町一丁目五番一号

ロジスティード東日本株式会社

確定給付企業年金清算人 吉成 和則

債権申出の公告 (第二回)

イズミヤ・阪急オアシス株式会社確定給付企業年金は、確定給付企業年金法第八十条第三項の規定により終了の承認があつたものとみなされたので、当該確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年五月八日

大阪府大阪市淀川区野中二一八ー一〇

イズミヤ・阪急オアシス株式会社

確定給付企業年金清算人 北村 亮

正 誤

ページ 段 行 誤 正

令和八年四月三十日（号外第百号） 叙位・叙勲

欄中（原稿誤り）

一九七四 一一「山川 秀」は死亡により削除

令和八年四月十三日（号外第八十六号） 官庁報告欄官庁事項の部（キャンペンブ瑞慶覧の一部土地に関する裁決申請に関する公告）

（原稿誤り）

三二上 終りから 一 国頭郡 中頭郡